

第2回 徳島県医療審議会（H24.11.27）以降における主な修正箇所について

1. 医療審議会における主な意見とその対応

意見の概要	修正頁	修正内容
脳梗塞における超急性期血栓溶解法（t-PA）の適応患者が、「発症後3時間以内」となっているが、既に「発症後4.5時間」と変更されなければならない。	P 63 P 65 P 66	「発症後4.5時間」に修正。また、医療機関到着後1時間以内の治療開始が望ましいとされていることから、専門的な診療機関への搬送に関する目標を、「2時間以内」から、「3.5時間以内」に修正。
身体疾患を伴う精神科救急は一般の救急で対応するケースが多い。2次救急医療における「医療機関に求められる事項」に、精神科との連携が記載されるべきではないか。	P 103	「医療機関に求められる事項」に、次の項目を追加。 「・緊急な医療を必要とする精神疾患を持つ患者に的確に対応するため、精神科救急情報センターや精神科救急医療施設との連携を図る」と。
小児医療の医療体制図における「一般小児医療」を担う医療機関の中に、薬局が入っていないのは何故か？	P 115	「小児一般医療」の中に、「かかりつけ薬局」を追加。本体P112の「一般小児医療に対応する医療機関」にも、「かかりつけ薬局」を追加。

2. パブリックコメントの実施に伴う修正

意見の概要	修正頁	修正内容
自治医科大学地域医療学センターの協力を得て、「総合診療医」の確保と養成・「中山間地医療」の推進を図るべき。	P 137	④自治医科大学卒業医師の定着へき地域医療体制の整備」における「今後の取組み」において、自治医科大学地域医療学センターとの連携強化について記載。 ④自治医科大学卒業医師が、義務年限終了後も引き続き地域医療に従事できます。援する取組みの強化に努めます。 ④自治医科大学との連携強化のもと、地域医療化へき地域医療を推進するとともに、医師の養成卒業医が、地域医療に従事に努めます。④自治医科大学卒業医が、義務年限終了後も引き続き地域医療に従事できます。④自治医科大学との連携強化のもと、地域医療化へき地域医療を推進するとともに、医師の養成卒業医が、地域医療に従事に努めます。

3. 市町村、関係団体への意見照会の実施に伴う修正

意見の概要	修正頁	修正内容
「救急医療体制の整備」については、圏域設定が7圏域とされているが、7圏域が示されているのは計画P104における2次救急医療機関の表のみであり、救急7圏域について理解することができる。	P100	第4章における「救急医療の提供体制」に、救急医療における圏域に関する記載を追加。 (5) 圏域について ① 救急医療に貢献する圏域の設定について ② 入院を要する救急医療を提供する圏域としましては、 ③ 東部Ⅰ、及び南部Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶの連携体制との連携を図つてまいります。
計画P114・「小児医療体制の整備」の「今後の取組み」について、「(2) 小児科医師の養成・確保」と「(2) 小児科医師の養成・確保」の記載に、具体的な取組みを追加。	P114	第4章における「小児医療体制の整備」の「今後の取組み」における「(2) 小児科医師の養成・確保」の記載に、具体的な取組みを追加。 (2) ① 適切な小児医療・小児救急医療を確保するため、医師修学資金又は専門医形態の確保と並んで医師確保策の推進等により、 ② 小児科医師の賃貸、小児救急医療を支援セミナーに引き続き、小児科医師の確保と一体として医師確保策の推進等により、 に努めます。
「周産期医療体制の整備」において、周産期医療体制が整備されていない西部圏域について、今後どういう整備をめざすのかを追加していただきたい。	P122	第4章における「周産期医療体制の整備」の「今後の取組み」における「(1) 周産期医療体制の強化」の記載に、地域周産期母子医療センターの整備を追加。 (1) 周産期医療体制の強化 ① 引き続き、また引接母子医療センターの設置に努め、 ② 地域周産期母子医療センターの設置に努め、 に努めます。
第5章・第4節「保健医療従事者の養成・確保」と資質の「1. 養成力の確保」において、「施設」における「施設」に含まれた「養成施設等」とするべき実習実習指導指導者であることから、「養成施設」に含まれた「養成施設等」とするべき実習実習指導指導者であることは不可欠である実習実習を実現するため、実習指導者と連携をとります。	P208	第5章・第4節「保健医療従事者の養成・確保」と資質の「1. 養成力の確保」において、意見の趣旨を踏まえ、次のとおり字句を追加・修正。 3 看護職員 3 施策の方向 1 資質の確保 1 養成力の確保 1 資質の高い看護職員を養成するため、県内の養成施設等と連携をとります。

4. その他の中止修正

修正の理由	修正頁	修正内容
糖尿病における数値目標の表現について、「健康増進計画」と表現が異なるものにすることとしたもの。	P 84 P 215	・治療継続者の割合の増加 ・糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数の減少
救急医療における数値目標の「在宅当番医制参加医療機関数」について、最新数値へ置き換えたことによる目標値の修正。	P 106 P 215	初期救急：在宅当番医制参加医療機関数 3 3 6 (H23) → 3 3 6
第2回医療審議会終了後に委員から頂戴した意見による修正。「用語解説を見たが、専門家でなければ馴染みのない漢字が多いのでは。「ふりがな」を付けてください。	P 221 ～	専門用語と思われるものを中心に、「ふりがな」を付すこととした。
県議会文教厚生委員会において「急性心筋梗塞についても、急性期対応には、本来1.5次保健医療圏での完結が望ましい。医師の確保等、体制確立をあきらめるとのご意見を頂戴したこと。	P 33	各疾患事業について、急性期における拠点機能をはじめ、引き続き、医師確保等に取り組むことで、可能な限り身近な圈域での保健医療サービスの充実・確保について、継続して取り組むことについて、明記。
	P 33	・ P33 (2次保健医療圏の設定) また、5事業、5事業及び在宅医療をはじめとする各種保健医療に関する施策の実施計画のうえ、個々の疾病、事業毎に圈域の設定を行い、必要に応じて、継続して位置付けられる今後の医療連携のあり方等を検討を推進します。今後も引き続き地域の医療をより身近な等に取り組むこととして取り組むこととします。
	P 73	・ P73 (急性心筋梗塞の医療体制における目指すべき方向) 前記「第1 急性心筋梗塞の現状」を踏まえ、県下3圏域を基本として、個々の医療機能、それを満たす医療機関、さらにそれら医療機関相互の連携については、医療が継続して実施される体制を構築します。また併せて、この医療体制の開始が遅延しないよう、1.5次保健医療圏ににおける迅速な東門医療体制が提供できる体制の構築を目指します。

修正の理由	修正頁	修正内容
県立海部病院において、ICTを活用した遠隔診療支援システムが導入されるなどなったこと。	P 46	第4章第1節の6「団体毎の取組み」の「施策の方向」における「南部圏域」の取組みの中間に、下記の項目を追加。 ・県立海部病院における急性期の診療機能の向上等を図るため、若手医師等を支援するICTを活用した遠隔診療支援システムを導入

第6次徳島県保健医療計画（案）に関するパブリックコメント結果一覧

○募集期間：平成24年12月17日～平成25年1月15日
○募集員件数：11件（2名）

第3章 「保健医療鑑の設定」に関すること

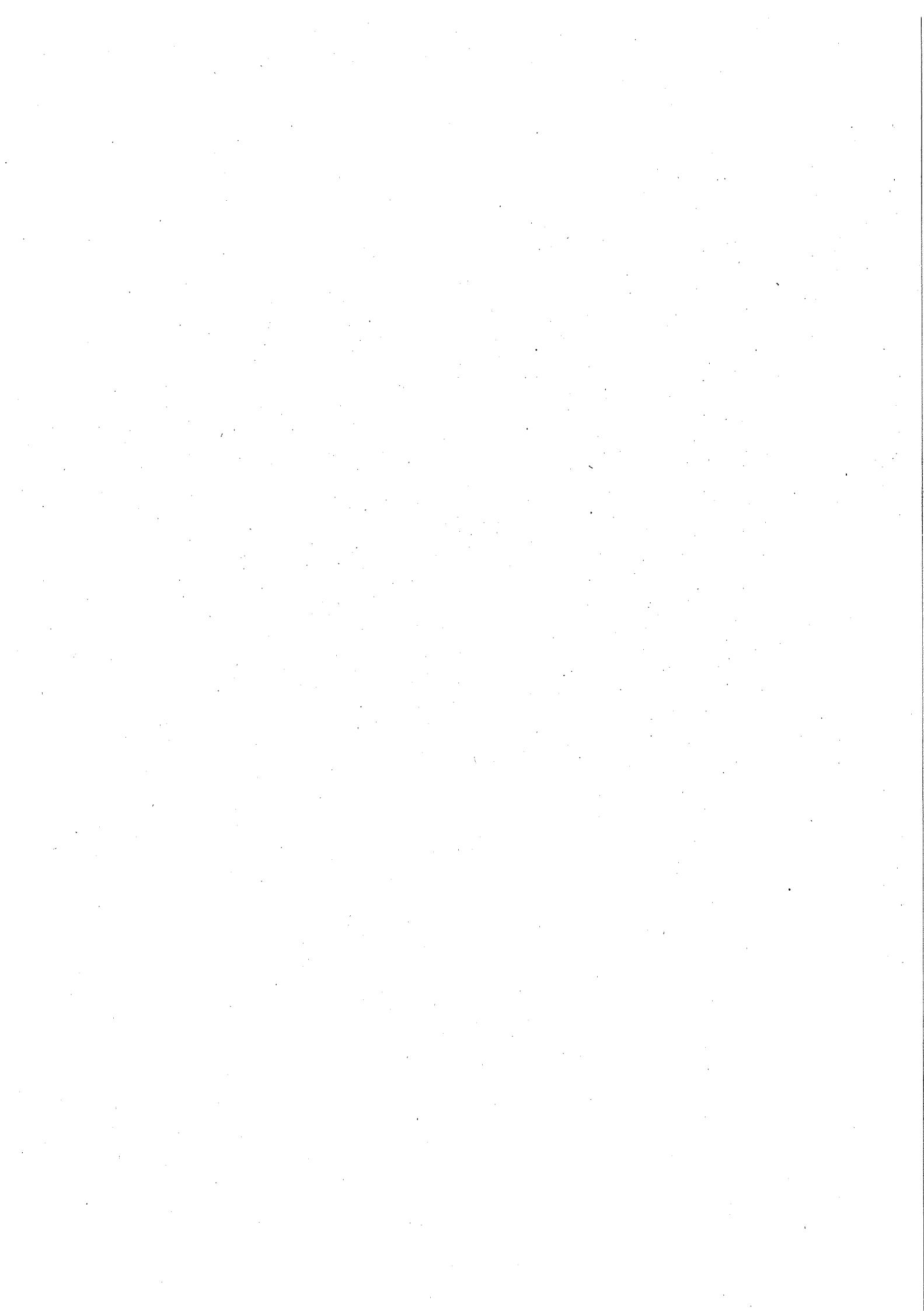
No	ご意見の要旨	ご意見に対する考え方
1	今後、道州制となつた場合、徳島県の2次保健医療圏の3圏域では、対応する1つの2次保健医療圏と比較して、医療の充実が阻害される恐れがある。参考までに近隣他県の2次保健医療圏の数 ※ 県川県：5 愛媛県：6 高知県：4 兵庫県：10 和歌山県：7	今回の2次保健医療圏の見直しにおいては、「医師不足」等による厳しい医療資源の現状・本県及び医療トラフの巨大地盤」をはじめとする大規模災害への対応充実期や回復期や慢性疾患を対象とした2次保健医療圏とする概念が必要であるなどにより、身近な圏域で対応すべき対策の実施が阻害されることが決しました。新たに1・5次保健医療圏等に於ける医療機関の分布状況を考慮して、引き続き、地域の医療等において可能な限り1・5次保健医療圏等に於けるより、位置医療体制の確立を目標とし、様々な疾患等における可能な限りの医療圈の構築を目指すことであります。
2	東部Ⅱは、国の基準による設定の見直しを検討すべき2次保健医療圏となつておらず、そのまま存続していただきたい。	県では、今回、国から2次保健医療圏の見直しを行つたところです。新たに設定した1・5次保健医療圏においては、新たに定義いたしておられますので、御理解をお願いします。

「第4章 本県の保健医療提供体制」に関すること

No	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
3	徳島県が厚生労働省及び労働者健康福祉機構の協力を得て「徳島労災病院」を開院する。	県内の医療の充実は極めて重要であり、今後とも、県立病院の改革や鳴門病院の独立行は極めて重要な機能充実等により、県内の医療機能の充実を図つて参ります。
4	徳島県が自治医科大学地域医療学センターの協力を得て、 ・「総合診療医」の確保と養成 ・「中山間地医療」や「僻地医療」の推進 を図る。	意見の趣旨を計画に反映しました。 反映箇所：第4章 本県の保健医療提供体制 第3節 5 べき地医療体制の整備
5	徳島県が日本医科大学附属病院高度救命センターの協力を得て、徳島県立中央病院において高度救命医療を推進する。	本県においては、徳島赤十字病院に四国で唯一の高度救命救急センターを有し、また急性・専門性の高い傷病に対応する「小児救急医療拠点病院」としての体制整備を行っています。 緊急性に応じる「小児救急医療拠点病院」としての体制整備を行っています。
6	徳島県が徳島県立中央病院を主体とする「とくしまネットワークシステム等」を構築する。(※遠隔地医療システム等)	ネットワークの活用：充実は大変重要であり、意見の趣旨は既に計画に盛り込んでおります。今後とも、ICTを活用した診療情報による診療支援の実施などに取り組んで参ります。 記載箇所：第4章 本県の保健医療提供体制 第1節 1 医療機関の機能分化と連携 6 地域ごとの取組み 6 地域に応じた医療提供体制の整備 第3節 5 べき地医療体制の整備

「第5章 保健医療従事者の状況及び養成・確保と資質の向上」に関すること

No	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
7	徳島県が、 ・厚生労働省及び産業医科大学の協力を得て、「産業医」を増やす。 ・国立循環器病センターの協力を得て、徳島県立中央病院に循環器病の専門医を招聘する。 ・兵庫県立姫路循環器病センターの協力を得て、徳島県立中央病院に循環器病の専門医を招聘する。	医師の確保は極めて重要な課題であり、今後とも、地域幹医師の養成や「徳島県地域医療センター」による医師のキャリア形成・確保と一体となつた医師確保の推進など、医師の養成・確保に取り組んで参ります。
8	徳島県が「小児科医」、「産婦人科医」、「脳神経外科医」、「心臓血管外科医」、「放射線科医」の専門医の確保を行う。	意見の趣旨は既に計画に盛り込んでおり、今後とも、「専門医研修資金」の貸与や「徳島県地域医療センター」による医師のキャリア形成支援と一体となります。また、「診療科扁在」の解消に取り組んでまいります。 医師確保の推進などにより、医師の「診療科扁在」の解消に取り組んでまいります。 記載箇所：第5章 保健医療従事者の状況及び養成・確保と資質の向上 第1節 地域医療支援センターアー等の取組み 第2節 地域医療セントラル等の取組み
9	徳島県が厚生労働省、徳島労働局、労働者健康福祉機構徳島産業保健推進センター、産業医科大学の協力を得て、「産業医」の専門医の確保を行つ。	医師の確保は極めて重要な課題であり、今後とも、関係機関との連携のもと、医師の養成・確保に取り組んで参ります。
10	徳島大学保健学科看護学専攻を徳島大学看護学部として独立させる。	看護職員の確保は極めて重要な課題であり、関係機関と連携のうえ、看護職員の確保と資質の向上に取り組んで参ります。
11	徳島県が徳島県医師会と連携して徳島文理大学に医学部が開設されるように文部科学省と厚生労働省に要望し、医師を増やす。	医師の確保は極めて重要な課題であり、今後とも、地域幹医師の養成等、医師の養成・確保に取り組んで参ります。



6 次徳富厚生医療計画案(案)に開する市町村・関係機関等の意見を聽取
る。この結果をもとに、次回の議論会で検討する。

県薬剤師会	県看護協会
県歯科医師会	県医師会
市町村設置の消防本部	市町村設置の消防本部
県団体	県団体
4 関係団体	4 関係団体
2 町村	2 町村
○ 市町村設置取扱	○ 市町村設置取扱

意見聴取先	意見の内容	県の方
市町村 小松島市	<p>1 設定：7圏域」と記載されているが、7圏域が示されているのは全体版104頁に平成2.4年1.10月現在の2次救急医療機関が掲載されているだけであり、「救急医療について理解するこことが困難であると思われます。</p> <p>3章 保健医療体制には、救急医療が大きな役割を担っていることからも、「第3章 保健医療圏の設定」の中に救急7圏域の設定についての記載が必要ではないでしょうか。</p> <p>2 少子化が進行する中で、子どもを安心して生み育てることができる環境を整えるために、小児医療体制、周産期医療体制を充実することは欠くべからざる保健医療施設であると思われます。</p> <p>しかしながら、乳児死亡率は全国で最も高く、さらに小児科医師は実数では全国的に増加しているにもかかわらず、徳島県においては減少しています。</p> <p>保健医療計画(案)の114頁に「3 今後の取組み (2) 小儿科医師の養成・確保 ①・・・、引き続き、小児科医師の確保に努めます。」とあります。より具体的な小児科医師の確保を改善するためにには、從来の取組みにも増して、力を尽す必要があります。</p>	<p>1 意見の趣旨を計画に反映しました。 反映箇所 計画：P100 他の疾病、事業との均衡から、救急医療における「救急医療圈の提供体制」に追加で記載しました。</p> <p>(5) 圏域について 地域に貢献する医療機関や消防機関等の構築について （6）東部I、中部II、西部IIIの3つの医療圏を構成するを図ります。</p> <p>2 意見の趣旨を計画に反映しました。 反映箇所 計画：P114 具体的的な取組みについて、追加しました。</p> <p>(2) 小児科医師の養成・確保 ① 適切な小児医療資金又は専門医修学資金等による賃与、医師修習にキャリア形成等に努めます。</p>
阿波市	<p>現在、阿波市には国立、公立の医療機関がなく、救急医療機関も阿波病院しかないと認め、同じ東部Ⅲ医療圏である吉野川市の阿部整形外科とあわせて救急医療に応じています。告示診療所である吉野川市でできない場合は、それ以外の医療機関（東部Ⅲ医療圏外）へ搬送また、圏域内で対応できないうちは、それが急搬送のうち、4.2.6%と約半数が東部Ⅲ医療圏以外へとなっています。</p> <p>救急医療は短時間での対応が求められるため、阿波市また東部Ⅲ医療圏内での救急医療機関の充実と救急医療体制の維持を図るために、今後、圏域の見直しを含めた検討について、御配慮、ご協力をお願いします。</p>	<p>今回の計画改定においては、地元医師会や医療機関等との連携を進めることとしており、県下7圏域の体制整備を進めるに向けて、各保健所における救急医療体制の見直しを行なうとともに、各機関との連携を図ることで、連携を進めて参りたいと考えております。</p>

意見聴取先	意見の内容	県の考え方
市町村 三好市	<p>1 「地域ごとの取組み」の中の（西部圏域）において、 ① I C Tを活用した総合医療情報連携システム（特定健診）を構築することで、医療機関のみでの連携がスムーズになり、必要時に医療情報を共有でき、患者の重症化が予防でき、費用的と指導する行政とが十分に連携できることで、患者の本人・行政）にも軽減されるのではないかと考える。</p> <p>② 分娩・透析等の特殊外来に関する拠点機能の整備も必要と考える。</p> <p>2 「救急医療体制の整備」における「2 めざすべき方向」において、県下全域において平等な医療が受けられる体制づくりも必要であると考える。</p> <p>3 「小児救急医療体制の整備」において、県下全域の小児が平等な医療が受けられる体制づくりも必要であると考える。</p>	<p>1 I C Tを活用した医療情報連携について は、先駆的取組みとして、まずは医療機関間での連携の構築を図るもので、行政（特定健診）との連携の情報連携については、今後、運用する上で、参考とさせていただきます。</p> <p>② 医師の地域偏在や診療科偏在により、地域の医療資源の確保は非常に厳しい状況にあります。ですが、引き続き、地域の医療機関等に取り組み、専門性の高い医療を提供できる体制の確保を目指して参ります。</p> <p>2 当計画では「県民がいつでも、どこでも、等しく高度な保健医療サービスを受けられる徳島づくり」を基本理念としており、各医療体制の整備においても、この基本理念に沿つて取組みを進めて参ります。</p> <p>3 ① 上記2のとおりです。 ② 県立中央病院については、県立下全域における小児救命急症病院の指定を担うことを背景としております。現在、医師の地域偏在などを考慮して、地域の医師不足が深刻な状況であり、西部圏域では、入院小児救急医療を小児救急輪番病院により対応するここととしており組み、小児救急医療体制の整備に努めるとともに、ドクターへりをはじめ救急搬送体制についても、関係機関との連携強化を図っています。 ③ 上記3の②のとおりです。</p>

意見聴取先	意見の内容	県の考え方
市町村 三好市	4 「周産期医療体制の整備」において、周産期医療体制も小児救急医療体制と同様、西部圏域では整備されていない。徳島市には既にNICUをもつ医療機関があり、さらには高度な治療が受けられるにも関わらず、今後整備をすることがあるが、整備されていない西部圏域については、今後どのように整備をめざすのかを追加していただきたい。	意見の趣旨を計画に反映しました。 ・反映箇所 計画：P122 「3 今後の取組み」の「(1) 周産期医療体制の強化」の中に次の記載を追加しました。 ①・図ります。また引き続き、産科、小児科医師の確保について、西部医療圏における地域周産期母子医療センターの設置について検討します。

意見聴取先	意見の内容	県の考え方
関係団体 県看護協会	<p>第5章 保健医療従事者の状況及び養成・確保と品質の向上 、第4節 保健医療従事者の養成・確保と品質の向上 3 看護師</p> <p>における「施策の方向」の「1 着成力の確保」において、 ・実習受け入れ施設（医療機関・福祉施設等）における臨地実習指導体制の確保が、看 護教育の充実には不可欠であることから、「養成施設」については、実習受け入れ施設を 含めた「養成施設等」とするべき。</p>	<p>意見の趣旨を計画に反映しました。 反映箇所 計画：P208</p> <p>3 看護職員</p> <p>1 着成力の確保</p> <p>資質の高い看護職員を養成するため、県 内の各養成施設と連携をとりながら、 資質の高い看護職員を養成するため、県 内の養成施設等と連携をとりながら、</p>